

平塚市監査委員	高梨	秀美
同	井澤	郁人
同	黒部	栄三
同	府川	正明

## 監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号。）第199条第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下、「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

### 記

#### 1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する平成31（令和元）年度の財務監査

企画政策部	企画政策課、財政課
市民部	市民情報・相談課、文化・交流課
行政委員会	監査委員事務局

#### 2 監査の実施期間

令和2年2月13日から3月27日まで

#### 3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

##### 監査項目

- （1）事務事業及び管理運営事項
- （2）収入事務
- （3）支出事務  
契約事務、補助金等の事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他事務

## 4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

### 企画政策部

#### (1) 企画政策課

ア 財務に関する事務の執行については、次の指摘事項については適切に対処されたい。

##### ○ 指摘事項

収入事務については、平塚市財務規則第38条第2項により国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続をしなければならないとされているが、国庫支出金において、交付決定後に未実施の調定手続きがあった。

平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

#### (2) 財政課

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

### 市民部

#### (1) 市民情報・相談課

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

#### (2) 文化・交流課

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

・備品の管理事務については、良好であると認められた。

・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
平塚市民センター	基礎及び地下部分を残し、解体済となっている。

### 行政委員会

#### (1) 監査委員事務局

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

以 上